

光ファイバケーブルの取扱い(耐用年数等) に関する当面の方向性(案)

平成30年1月23日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. 第一種指定電気通信設備たる加入光ファイバの耐用年数(この場合は経済的耐用年数)は、減価償却費の算出を通じて接続料水準に影響を与える会計上の要素であるが、本研究会の第一次報告書では、現行の経済的耐用年数の推計方法(「7つの関数」等)について、NTT東日本・西日本からその妥当性について十分説明がなされているとは言えない旨を指摘し、耐用年数の推計方法の検討及び見直しに向けた対応の早期実施について、更に本研究会においてNTT側より聴取し、検討を行うこととしたところである。
2. また、第一次報告書に関する意見募集に寄せられた意見に対する考え方においては、「財務会計の適正化の観点からも接続会計の適正化の観点からも、減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている中では、耐用年数を設備の利用実態を適正に反映させるよう、適時適切に見直していく必要があり、これに早急に着手していく必要がある」と示したところである。
3. その後、本研究会では、第9回会合(平成29年11月29日)において、NTT東日本・西日本に対して推計方法の検証・検討に必要なデータ等の開示を要請するとともに、続く第10回会合(同年12月22日)においてNTT東日本・西日本から説明を聴取し、検討を行った。
4. また、併せて、要望により、同会合において、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)から、光ファイバケーブルの投資等の合理性の観点を接続料算定に導入する提案(光ファイバケーブルの未利用芯線をレートベースから除く提案)について聴取し、検討を行った。
5. その結果、第11回会合(平成30年1月23日)において、本方向性を提示するに至ったものであり、これを踏まえ、NTT東日本・西日本及び総務省において、適切な取組が行われることを期待するものである。
6. 本件については、引き続きフォローアップ事項とし、来年度、改めて状況を検証することとする。

7. NTT東日本・西日本からは、次の考え方が表明された。((1)及び(2)は第一次報告書に向けた検討の場(第4回会合)でも表明されている内容である。)

- (1)耐用年数の見直しは財務会計の適正化の観点から行うものであり接続料の低廉化を目的として実施するものではない。
- (2)現時点において、光ファイバケーブルの耐用年数は、直ちに見直しが必要な状況には至っていないと認識しているが、今後とも、固定資産データに基づく推計結果を取りまとめ、光ファイバケーブルに関する市場環境や陳腐化リスク、使用実態等の変化を踏まえた検証等を行った上で、当社が必要と判断した場合に、適時適切に見直しを実施する考え。
- (3)2015年度末の固定資産データに基づく推計結果等を構成員に提供するとともに、2016年度末の固定資産データに基づく推計結果等についても、現在、収集・集計・分析を進めており、別途提供する予定。
- (4)なお、耐用年数の検証は、次の手順で行うこととなり、おおむね1年程度の時間を要する。
 - ①年度末決算の確定後、NTTグループにおける光ファイバケーブルの固定資産データを収集・集計・分析し撤去率の推移に基づく耐用年数の推計を実施。
 - ②「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から、最新の市場動向を踏まえ、今後の陳腐化リスクの変動要素等を同時に検討し、今後用いる耐用年数の算定にあたって採用すべき関数等を検討(撤去法による推計の場合)した上で、耐用年数見直しの要否や、見直しを行う場合に何年とするか等を判断。
 - ③耐用年数の変更を行う場合は、その妥当性について、NTT東日本・西日本で検討した内容を監査法人に提示・協議し、了承を取得。

8. 上記7. (3)により提供された、2015年度末のデータに基づく推計結果等によると、「7つの関数」の中には決定係数が相対的に低い推計結果となっているものもあり、現行の経済的耐用年数が「7つの関数」の関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」とのNTT東日本・西日本の主張(第一次報告書参照)は説得力が十分でないと云わざるを得ない。そのため、NTT東日本・西日本において、できる限り早く、上記7. で表明されている検証作業を行うことが必要と考えられるものであり、本研究会でも、来年度の半ば頃までの早い時期にNTT側から当該検証作業の状況について聴取し検討することとする。

9. なお、ソフトバンクからは、コア網とアクセス網は同じスケジュール感で議論すべきであり、少なくとも、耐用年数の議論についてはNGN関連の議論と同じく、年度内に方向性を出すことが必要との意見があった。また、KDDIからは、検討のスケジュール感を明確にすることが必要との意見があったところである。
10. これに関しては、既に第一次報告書でも触れたように、現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、年内又は来年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねないのではないか。
11. この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直しを実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果において変化が見られたこと、FTTHサービスを巡る環境もこの間に変化があると考えられることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が述べられたところである。
12. 本研究会では、10. で述べた問題意識の上に立ち、このNTT東日本・西日本の取組について、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととする。

13. ソフトバンクからは、次のとおり提案があった。

- (1) 託送料金の算定に当たり総括原価方式を採用している電力事業では、将来原価の考えに基づいて算定された申請料金を、真に不可欠な設備であるか、著しく低い稼働率となっていないか等の観点から審査しており、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費等については、営業費用及び報酬等への算入を認めないこととする取扱いが行われている。例えば、送電設備が設計値を下回る電圧で利用(送電)されている場合に、報酬等の算定に当たって実利用に適した設備量に置き換えレートベースに計上することとされている。
- (2) 加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである。(営業費用(設備コスト)は全額算入)
- (3) まずは、光ファイバケーブルの利用実態を把握することが必要であり、次のデータの開示が必要。
 - ① 必要となる予備芯線数の考え方
 - ② 地下・架空ケーブルの種別
 - ③ ケーブル種別毎利用実態
 - ④ ケーブル利用率の過去推移

14. 上記意見を踏まえつつ、能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切と考えられる。そのため、こうした観点から、本研究会及び総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。